

平成 31 年度ベトナム宮城県産品マーケティング支援事業 業務委託仕様書（案）

1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する「平成 31 年度ベトナム宮城県産品マーケティング支援事業業務」（以下「委託業務」という。）の実施について、受注者は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

2 実施目的

本県では、ベトナムにおける宮城県産品の販路拡大を図るため、平成 27 年度から「ベトナム宮城県産品マーケティング支援事業」を実施し、日系ショッピングモール内に「Miyagi Shop」を設置することで、ベトナムハノイ及びホーチミンにおいて、宮城県産品の認知度向上に努めてきたところである。

平成 30 年度においては、イオンモールタンフーセラドンを実施場所とし、「Miyagi Shop」の取扱い商品数の多様化、SNS 等を活用したマーケティング及び PR の実施等により、宮城県産品のベトナムでの定着を図ってきた。

事業 5 年目となる平成 31 年度は、イオンモールビンズオンキャナリーを実施場所として、本県のアンテナショップである「Miyagi Shop」を設置し、ベトナム市場で受け入れられる宮城県産品を見極めるため、継続してテストマーケティングを実施するものである。特に本年度は、本事業終了後も県内企業が独自にベトナム市場に本格的に参入し、安定した販売体制を構築しつつ、継続的な取引を実現して、当該商品を製造する県内企業のみならず、県内の通関業者・物流事業者等を含め、幅広く県内経済の好循環が実現されることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から平成 32 年 3 月 20 日（金）まで

4 事業の効率的な実施

本事業は、地方創生推進交付金に基づき実施される事業であることを踏まえ、受注者は、県内経済の好循環の実現に向けて、その趣旨に沿った事業を展開するとともに、事業の効率的な実施に努めるものとする。

5 日系ショッピングモール運営企業との連絡調整

受注者は、委託業務を実施するに当たり、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）ビンズオン省にある「イオンモールビンズオンキャナリー※」（以下「同店」という。）及び同店内の総合スーパー（以下「GMS」という。）を運営する、AEONMALL VIETNAM Co.,Ltd.及び AEON VIETNAM Co.,Ltd.（以下「イオン」という）と密に連絡調整を行うものとする。

※イオンモールビンズオンキャナリー所在地：

Canary Complex Area, No.13 Highway, Binh Hoa Ward, Thuan An Town,
Binh Duong Province

6 委託業務の内容等

(1) ベトナムでのテストマーケティングを希望する県内事業者の洗い出し及び働きかけ並びに参加申込書の受付

受注者は、発注者が別途指示する条件に基づき、同店に設置する宮城県ブース「Miyagi Shop」（以下「ブース」という。）において、本事業によるテストマーケティングを希望する県内事業者（以下「県内事業者」という。）の洗い出しを行い、出品の働きかけを行うこととする。また、これらに合わせて、県内事業者から提出される参加申込書の受付を実施するものとする。

(2) ブースにてテストマーケティングを実施する商品の選定

委託業務によりテストマーケティングを実施する商品は、次のイないしハに定める商品を合わせて100品目以上とする。商品の選定については、選定会の開催などにより、市場性や商品の価格及び輸出適合性、県内事業者の意向等を考慮し、県と協議の上、行うものとする。なお、50品目以上の商品は平成30年度に実施した商品とは異なるように努めるものとする。

- イ 発注者が実施した平成30年度ベトナム宮城県産品マーケティング支援事業においてテストマーケティング等を実施した商品のうち、過去の販売実績や上記選定会の結果等を総合的に勘案し、平成31年度も相当程度の販売が見込めると判断されたもので、委託業務により食品登録等を行った商品
- ロ 上記イ以外で、上記選定会等により、ベトナムにおける販売が見込めると判断された新たな商品で、委託業務により、ベトナムで必要とされる食品登録等を新たに行った商品
- ハ 上記イ及びロで定める商品以外で、受注者が現地のニーズが高いと判断し、かつ、本事業の趣旨に賛同し発注者が東北6県等の広域で展開することが本県の認知度向上にも資すると認めた他県産品

(3) 県内事業者の貿易手続及びベトナムへ輸送する貨物の取りまとめ業務

- イ 受注者は、県内事業者が実施しなければならない各種の貿易手続（衛生証明書、原産地証明の取得、インボイス、パッキングリストの発行等）について、県内事業者に代わり、実施するものとする。
- ロ 受注者は、県内事業者の貨物を取りまとめ、商品の品質及び鮮度等が保たれる形でコンテナ貨物に仕立てるとともに、ベトナムにおける国際貨物取扱業務及び同店までの複合一貫輸送等を行うことができる荷受人（以下「荷受人」という。）を選定し、受注者又は受注者が選定する荷送人が商品を確実にベトナムに送達できるよう輸出入関連業務を実施するものとする。
- ハ 受注者又は受注者が選定する荷送人は荷受人と仙台港を本船積み渡し地とするFCA条件（国際商業会議所（International Chamber of Commerce）が制定する「International Commercial Terms」の中の「運送人渡（Free Carrier）」をいう。以下同じ。）により契約を締結するとともに、県内事業者の商品の一時保管所から本船までの国内輸送費及び荷役費等船積みまで要する一切の費用を負担するものとする。ただし、貿易の条件については、仙台港を本船積み渡し地

- とすることを条件に、輸出商品等に応じて FCA 以外の条件も認めるものとする。
- ニ 受注者は、県内事業者の商品を空輸する場合においては、上記の船便の場合の「仙台港」を「仙台空港」に読み替えるとともに、貿易条件等についても遵守するものとする。ただし、発注者と協議の上、必要に応じて仙台空港以外の空港を使用することができるものとする。
- ホ 受注者は、可能な限り在庫切れが発生しないよう計画的に輸出にするものとする。
- へ 委託期間中の輸出回数は、商品の品質・在庫管理等、ブース販売において支障が生じないよう適切な回数を設定し、輸出方法は、その都度発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。
- ト 受注者は、県内事業者が将来的に県事業によらずに独自でベトナム市場に本格参入することができるよう、可能な限り輸送コストを抑えた上で輸出することで現地の販売価格を下げるなどの創意工夫を行うよう努めるものとする。

(4) 県内事業者との販売委託契約の締結

受注者は、県内事業者と個別に販売委託契約を締結し、同店でテストマーケティングが実施できるよう必要な調整を行うものとする。

なお、販売委託契約の内容については、発注者と受注者が協議の上、決定する。

(5) 「ベトナム宮城県産品マーケティングサポート補助金事業」に係る調整

受注者は、発注者が別に実施する「ベトナム宮城県産品マーケティングサポート補助金事業」について、これを利用する県内事業者の証明書発行等の業務を行うものとする。

(6) 輸出入通関及び現地での食品販売に必要な手続に関する業務

イ 同店までの複合一貫輸送及び輸出入通関等の業務の実施

受注者は、販売する商品について、船便の場合においては仙台港から、空輸の場合においては仙台空港等から、同店まで複合一貫輸送及び輸出入通関等の業務を実施するものとする。

ロ 商品の適切な管理

受注者は、県内事業者より商品を受領してから委託業務が終了するまでの間、販売可能な適切な状態で商品を保管できるよう、倉庫などの必要な施設及び設備を手配するものとする。

ハ ベトナムの食品安全法等の手続に要する費用の負担

受注者は、県内事業者がテストマーケティングを希望する商品について、食品安全法に基づく食品登録など、ベトナムの法令で必要とされる手続を行い、所要の費用を負担するものとするものとする。なお、当該費用については実績に基づき精算を行うこととする。

ニ 契約終了後における受注者の協力

本契約終了後において、上記ハの手続によって受注者が取得した登録書等を活

用し、発注者又は県内事業者が事業等を実施する場合には、受注者は、「県内経済の好循環の実現」という趣旨を踏まえ、円滑な事業等の実施に協力するものとする。

(7) 商品サンプル輸送に係る業務

県内事業者がテストマーケティングを希望する商品について、受注者は、食品登録などのために必要な商品サンプルを事前に輸送するとともに、ベトナムにおいて確実に輸入通関、輸入検疫等が行われるか併せて確認するものとする。

(8) 同店におけるブースの設置、運営及びテストマーケティングの実施等

- イ ブースは、同店内に設置するものとする。設置期間は平成31年8月下旬から平成32年3月上旬までとする。
- ロ 受注者は、発注者が指示するブースのオープン日から商品の販売を開始するものとする。
- ハ 受注者は、上記イ及びロを踏まえて、ブースの設置工事や販売員の採用、設備の調達など商品の販売に必要な準備を行い、ブースがオープンした後は、商品の販売及び販売促進、売上金、商品在庫及び販売員のシフト等の管理などブースの運営を適切に行うものとする。
- ニ ブースの仕様について、面積はおおむね30㎡とし、「七夕飾り」や「松島」など宮城県の地域性を反映させた内装とするとともに、宮城県の食、文化及び観光等に関する情報発信拠点としての機能を最大限備えた仕様とする。その他、設置に当たって受注者は、イオンが指定する設置場所及び仕様に従うものとし、イオンと契約を締結した上で賃料等の費用を負担するものとする。
- ホ 受注者は、テストマーケティング期間中を通じて商品の販売及びプロモーション等を効果的かつ適切に実施できる販売体制を構築するものとし、ブースへの誘客策や商品の販売促進及び現地定着化に関する戦略等を発注者や県内事業者に対して積極的に提案し、実行するものとする。
- ヘ ブースの開店時間などのテストマーケティング期間中のブースの運営方法について、受注者は、ブースのオープン前に、発注者からあらかじめ承認を受けるものとする。
- ト 受注者は、商品のみならず、幅広い分野における宮城県の情報発信を目的として、販売員に対して、宮城県の食や文化、観光などに関する研修教育も実施することとする。
- チ 受注者は、ブースのオープン日において、集客につながる販売促進プロモーションを実施し、さらにこれ以外にも、発注者と協議の上で、売上金等も活用し、ブースがオープンしている間、毎月1回程度、販売促進プロモーションイベントを実施するよう努めるものとする。
- リ 受注者は、テストマーケティング期間中、新聞や雑誌等の従来型メディアに加えて、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなどインターネットを活用した広報を実施するものとする。
- ヌ テストマーケティング期間中、受注者は、発注者との協議又は発注者の指示

- により、適切な方法で、試食提供をはじめとする販売促進活動を行うものとする。
- ル テストマーケティング期間終了後、受注者はブースを撤去し適切に原状に復するものとする。
- ヲ その他ブースの設置及び管理運営、テストマーケティングの方法等について、受注者は発注者又はイオンの指示に従うものとする。

(9) 同店以外の店舗におけるテストマーケティングの実施

受注者は、同店のブースに加えて、イオンモール以外の場所においても商品のテストマーケティングを実施するよう努めるものとする。

(10) 販売実績の報告，売上金の精算，フォローアップ等業務

イ 商品出荷・販売実績の報告及び売上金の精算

受注者は、(1)において実施した県内事業者の洗い出し及び働き掛けの実施の状況、さらに、同店における商品の販売実績等について、発注者が指示した時期に、発注者及び県内事業者に報告する。また、受注者は、テストマーケティングを実施した商品の売上金について、発注者が指定する日に、当該県内事業者へ送金手数料等必要経費を控除した期間分の売上金の支払い及び精算を行う。テストマーケティングによる商品の売上金から県内事業者への送金額及び送金等に係る必要経費を控除した後の残額については、発注者の承認を受けた場合に限り、ブースの運営、販売促進活動、イベント開催、商品の販路開拓支援その他テストマーケティングに関する経費に使用することができるものとする。

ロ アンケートの実施等

受注者は、同店を訪れる消費者に対し、テストマーケティングを実施した宮城県産品に関するアンケートを企画及び実施し、回収、集計及び考察を行い、結果報告として取りまとめ発注者に提出するものとする。また、契約期間内において、消費者及び同店からの問合せや要望に対応するとともに、重要事項は発注者及び県内事業者へ報告する。

さらに、県内事業者に対してもテストマーケティングに関するアンケートを企画及び実施し、回収、集計及び考察を行い、結果報告として取りまとめ、発注者に提出するものとする。

(11) 地方創生を踏まえた事業の実施，その他

イ 県内経済の好循環の実現

受注者は、地方創生の観点から踏まえ、委託業務を実施することで、宮城県産品の輸出振興に寄与するのみならず、広く県内経済の好循環を実現させるスキームを構築する。また、受注者は、やむを得ない事情があり、かつ、発注者が特に認める業務については、委託業務の趣旨を損なわず、最小限度の範囲で再委託を行うことができるものとするが、特に県内で発生する業務を再委託する場合には、地方創生の観点から、県内に事業所を置く企業が受託できるよう努め

るものとする。

ロ 関係機関との連携

受注者は、県内事業者、テストマーケティングを実施する同店、荷送人及び荷受人その他通関業者等関係機関と連携を図ることで、委託業務が一体として機能し、最大限の効果が生ずるよう相互に誠意をもって対応するものとする。

ハ 継続的な輸出促進の取組

受注者は、委託業務実施後においても、ベトナムにおける県産品の認知度向上や販路開拓を図るとともに、その後の販売体制構築と継続取引の実現に向けた調整を行うよう努めるものとする。

ニ 宮城県が別に実施するベトナム事業との連携

受注者は、発注者が別に実施する宮城県産品販路開拓支援事業、インバウンド誘客推進事業、宮城県内企業のベトナム進出支援事業等との連携に努めるものとする。

7 委託業務実施状況報告

受注者は、上記6に記載の事項のほか、次の事項について、発注者に2回以上報告しなければならない。

(1) 県内事業者の利用状況及び販売実績等

- イ 委託期間中に委託業務を利用した県内事業者及びテストマーケティングを実施した商品一覧並びにこれらの販売実績等について月ごとに分類したもの
- ロ 上記イから導かれた分析及び今後の支援事業並びに発注者が実施すべきベトナムでの海外販路開拓事業に関する提言

(2) その他発注者が必要と認めた事項

8 委託業務の目標

本事業に係る目標設定は以下のとおりとする。

(1) アウトプット

- イ テストマーケティングに参加する県内事業者 30社以上
- ロ テストマーケティングを実施する商品数 100品目以上
- ハ テストマーケティングを実施する新規商品数 50品目以上
- ニ ブースの設置期間 7カ月半（平成31年8月下旬～平成32年3月上旬）
- ホ 販売促進プロモーションイベント 7回以上
- ヘ インターネットを活用した情報発信 100回以上
- ト 他店舗におけるテストマーケティングの実施 1店舗以上

(2) アウトカム

- イ 売上金額 870,000,000ドン

9 守秘義務等

(1) 機密の保持

受注者（再委託により受注者した者を含む。以下同じ。）は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

10 成果品の利用（二次利用等）

委託業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとするほか、発注者は、委託業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応するものとする。

11 委託業務の手続

委託業務の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

12 その他

上記以外の事項について処理する必要が生じた場合は、受注者は発注者と速やかに協議の上、互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。